

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 12 —



平成30年9月
編集・発行／
白子町農業委員

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

「ふたつの若い力」父親の背中を見ながら…

白子町古所 鵜澤 一正 さん（農業委員）

「この時期は、稲刈りと籾摺りで毎日忙しいよ。」夏の終わりのまだまだ暑い日、圃場・作業場と駆け回る鵜澤さん。現在、水稻1700a、ハウス施設1800坪を、文江さん(妻)、雄基さん(長男)と良平さん(三男)の家族4人でともに汗を流す。

鵜澤家は古所の代々続く農家で、地元の高校を卒業し、当たり前のごとく就農した。23歳の時に1年間、カナダへ農業留学。大規模営農が現在の基礎となっている。今年、外食産業等で使用される業務用米に取組むとともに、トマト栽培の規模拡大化を図った。また、ハウレンソウをはじめとした葉物野菜を直売所に提供するなど積極的に取り組んでいる。



農家の後継者問題などさげばれている中で、鵜澤家では兄弟揃って就農。「現在の農業は、俺たちの時代とは違ってきているが、やらなきゃいけないことは同じ。自分の経験したものを一つひとつ教えていきたい。」と語ってくれました。

「こうやんだぞ。分かったか！」乾燥機の前で雄基さんに教える鵜澤さん。白子独特の“ぶっさらぼう”な言い回しの中に、父親として・先輩農業人としての優しさが感じ取れました。



【大型コンバイン操作を良平さんに指導】



【乾燥機、フレコン設備が設置された作業場】

○農地制度の概要

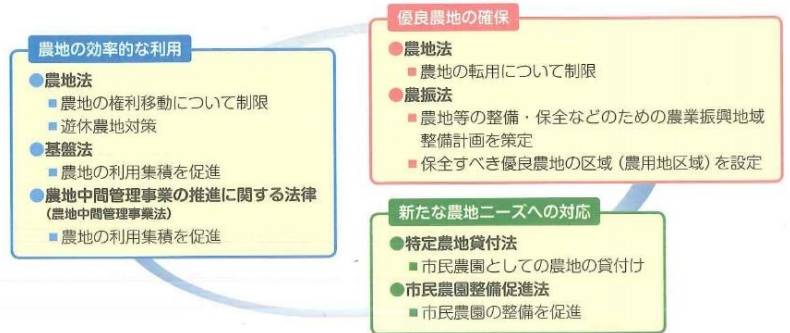
農地制度は、農地を取り巻く状況に対応して、①農地の効率的な利用 ②優良農地の確保 ③新たな農地ニーズへの対応 という基本的な考え方に基ついて整備されています。

○農地制度は3つの法律が軸

法体系としては

- ① 農地法
- ② 農業経営基盤強化促進法(基盤法)
- ③ 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)

の3つの法律を中心としつつ、農地中間管理事業の推進に関する法律が、農地利用集積の新たな仕組みとして設けられています。



① 根幹をなす農地法

農地制度の根幹である農地法は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進するとともに、農地転用を規制する内容となっています。

* 農地法の目的

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、①農地を農地以外のものとするの規制 ②農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進 ③農地の農業上の利用を確保するための措置の実施 により、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを基本的な考えとしています。

② 安定的農業経営を図るための基盤法

農用地利用増進法から改名・拡充された基盤法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目的とした内容となっています。

- ・市町村ごとに「育成すべき農業経営の目標」を明確化(農業経営基盤の強化の促進に関する構想を策定)



この目標に向けて経営の改善を計画的に進めようとする農業者の計画を認定……認定農業者制度

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農計画を認定……認定新規就農者制度



《認定農業者等の担い手に農地を集積》

- ・農地法の特例による、農地の貸し借り等の仕組み……農用地利用集積計画

③ 優良農地の確保のための農振法

農業の振興を図ることが必要な地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に実施することにより、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

【優良農地の確保に向けた仕組みとしての農業振興地域制度】

| | 方針等 | 地域の指定等 |
|-----------|------------------|---|
| 国(農林水産大臣) | 農用地等の確保等に関する基本指針 | - |
| 都道府県(知事) | 農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域 〔総合的に農業の振興を図ることが相当な地域〕 |
| 市町村 | 農業振興地域整備計画 | 農用地区域 〔おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域〕 |

農業委員会では、農業委員会法で位置づけられた法律に基づく業務を担っています。本町の大切な財産である農地を守っていくことを第一義として、これからも取り組んでいきます。